

議第 71 号

下呂市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例について

下呂市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 11 月 29 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市下水道事業について、令和 2 年 4 月 1 日から地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部を適用することに伴い、当該条例を制定し関係条例の一部を改正するもの。

下呂市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う 関係条例の整理に関する条例

(下呂市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例(平成16年下呂市条例第176号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業(小規模水道施設を含む。以下同じ。)を設置する。</p> <p><u>2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的として 下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業をいう。以下同じ。)を設置する。</u></p> <p>(法の適用)</p> <p>第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第92号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、<u>簡易水道事業及び下水道事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(経営の規模)</p> <p>第2条 <u>水道事業、簡易水道事業及び下水道事業</u></p>	<p>下呂市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業(小規模水道施設を含む。以下同じ。) <u>(以下「水道事業等」という。)</u>を設置する。</p> <p>(法の適用)</p> <p>第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第92号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、<u>簡易水道事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(経営の規模)</p> <p>第2条 <u>水道事業等</u>は、常に企業の経済性を発揮</p>

改正後	改正前
<p>(以下「水道事業等」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>下水道事業の経営の規模は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定めるとおりとし、終末処理場の名称及び位置は、下呂市下水道条例(平成16年下呂市条例第138号)別表第1のとおりとする。</u></p> <p>5 <u>農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業の施設の名称及び位置は、下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例(平成16年下呂市条例第141号)別表のとおりとする。</u></p> <p>(特別会計)</p> <p>第3条の2 法第17条ただし書及び令第8条の4の規定により、<u>水道事業及び簡易水道事業</u>を通じて1つの特別会計を設ける。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別会計)</p> <p>第3条の2 法第17条ただし書及び令第8条の4の規定により、<u>水道事業等</u>を通じて1つの特別会計を設ける。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第4項</u>の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>

(下呂市行政組織条例の一部改正)

第2条 下呂市行政組織条例(平成16年下呂市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務)	(分掌事務)

改正後	改正前
<p>第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 生活部</p> <p style="padding-left: 40px;">ア～ウ (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 生活部</p> <p style="padding-left: 40px;">ア <u>下水道事業に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">イ 住宅に関すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">ウ 総合交通施策に関すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">エ 有線テレビ施設の管理運営に関すること。</p> <p>(8) (略)</p>

(下呂市職員定数条例の一部改正)

第3条 下呂市職員定数条例（平成16年下呂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>403</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の項～消防機関の事務局の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公営企業の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>14</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水道事業、簡易水道事業及び下水道事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">病院事業の項・観光施設事業の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">668 (29)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（ ）書は兼任を示す。</p>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>403</u>	議会の事務部局の項～消防機関の事務局の項 (略)		公営企業の事務部局	<u>14</u>	水道事業、簡易水道事業及び下水道事業		病院事業の項・観光施設事業の項 (略)		合計	668 (29)	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>406</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の項～消防機関の事務局の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公営企業の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>11</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水道事業及び簡易水道事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">病院事業の項・観光施設事業の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">668 (29)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（ ）書は兼任を示す。</p>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>406</u>	議会の事務部局の項～消防機関の事務局の項 (略)		公営企業の事務部局	<u>11</u>	水道事業及び簡易水道事業		病院事業の項・観光施設事業の項 (略)		合計	668 (29)
区分	定数（人）																												
市長の事務部局	<u>403</u>																												
議会の事務部局の項～消防機関の事務局の項 (略)																													
公営企業の事務部局	<u>14</u>																												
水道事業、簡易水道事業及び下水道事業																													
病院事業の項・観光施設事業の項 (略)																													
合計	668 (29)																												
区分	定数（人）																												
市長の事務部局	<u>406</u>																												
議会の事務部局の項～消防機関の事務局の項 (略)																													
公営企業の事務部局	<u>11</u>																												
水道事業及び簡易水道事業																													
病院事業の項・観光施設事業の項 (略)																													
合計	668 (29)																												

(下呂市特別会計条例の一部改正)

第4条 下呂市特別会計条例（平成16年下呂市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) <u>下呂市下水道事業特別会計</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>
---	--

(下呂市基金条例の一部改正)

第5条 下呂市基金条例(平成16年下呂市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p>			<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p>		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(1)～(6) (略)			(1)～(6) (略)		
(7) 下呂市国際交流基金	国際交流及び文化振興事業の必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額	(7) 下呂市国際交流基金	国際交流及び文化振興事業の必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額
			(8) <u>下呂市簡易水道施設整備基金</u>	<u>簡易水道事業の施設整備等の財源に充てるため</u>	市長が定める額
			(9) <u>下呂市下水道施設整備基金</u>	<u>下水道事業の施設整備等の財源に充てるため</u>	市長が定める額
(8)～(25) (略)			(10)～(27) (略)		
2 (略)			2 (略)		

(下呂市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第6条 下呂市簡易水道事業給水条例(平成16年下呂市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(負担金)	(負担金)
第5条 (略)	第5条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 既納の負担金は、還付しない。ただし、水道事業、 <u>簡易水道事業及び下水道事業</u> の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。	5 既納の負担金は、還付しない。ただし、水道事業及び <u>簡易水道事業</u> の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特に認めた場合は、この限りではない。

(下呂市簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第7条 下呂市簡易水道事業分担金徴収条例（平成16年下呂市条例第77号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分担金の減免等)	(分担金の減免等)
第5条 <u>水道事業、簡易水道事業及び下水道事業</u> の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し分担金の徴収を延期し、又は減免することができる。	第5条 <u>水道事業及び簡易水道事業の管理者</u> の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し分担金の徴収を延期し、又は減免することができる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)

(下呂市下水道条例の一部改正)

第8条 下呂市下水道条例（平成16年下呂市条例第138号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、法その他の法令で定めるもののほか、下呂市の公共下水道の <u>管理</u> 及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、法その他の法令で定めるもののほか、下呂市の公共下水道の <u>設置、管理</u> 及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 <u>削除</u>	<u>(設置)</u> 第2条 <u>本市に、公共下水道を設置する。</u>
(管理)	(管理)

改正後	改正前
<p>第5条 <u>水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>は、終末処理場を常に良好な状態で管理し、その効果的な運用に努めなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、終末処理場の運転操作、監視等の管理業務及び汚泥の運搬、処分業務をその許可を受け資格のある民間業者に委託することができる。</p> <p>（下水の排除方式）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものとして<u>水道事業等管理規程</u>で定めるものに係るこの条例の規定の適用については、これを雨水とみなすことができる。</p> <p>（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）</p> <p>第6条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>水道事業等管理規程</u>で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>（4） （略）</p>	<p>第5条 <u>市長</u>は、終末処理場を常に良好な状態で管理し、その効果的な運用に努めなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、終末処理場の運転操作、監視等の管理業務及び汚泥の運搬、処分業務をその許可を受け資格のある民間業者に委託することができる。</p> <p>（下水の排除方式）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものとして<u>規則</u>で定めるものに係るこの条例の規定の適用については、これを雨水とみなすことができる。</p> <p>（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）</p> <p>第6条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則</u>で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>（4） （略）</p>

改正後	改正前
<p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓（とう）継手の設置その他の<u>水道事業等管理規程</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第6条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠（きょ）の断面積は、<u>水道事業等管理規程</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(処理施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第6条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第6条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第6条の7において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>水道事業等管理規程</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(終末処理場の維持管理に関する基準)</p>	<p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓（とう）継手の設置その他の<u>規則</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第6条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠（きょ）の断面積は、<u>規則</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(処理施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第6条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第6条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第6条の7において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(終末処理場の維持管理に関する基準)</p>

改正後	改正前
<p>第6条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>水道事業等管理規程</u>で定める措置を講ずること。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第8条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>管理者</u>が定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>次の表 (略)</p>	<p>第6条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置を講ずること。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第8条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>市長</u>が定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>次の表 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(4) 生ゴミ処理機（以下「ディスポーザー」という。）は使用してはならない。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条（平成12年6月1日削除）に基づき建設大臣の認定を受けた、ディスポーザー部と排水処理部から構成される装置（以下「ディスポーザー排水システム等」という。）及び、社団法人日本下水道協会の認定機関により認定を受けたディスポーザー排水システム等で<u>管理者</u>が認めたものについてはこの限りでない。</p> <p>（排水設備等の計画の確認）</p> <p>第9条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>水道事業等管理規程</u>で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を<u>管理者</u>に届けることをもって足りる。</p>	<p>(4) 生ゴミ処理機（以下「ディスポーザー」という。）は使用してはならない。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条（平成12年6月1日削除）に基づき建設大臣の認定を受けた、ディスポーザー部と排水処理部から構成される装置（以下「ディスポーザー排水システム等」という。）及び、社団法人日本下水道協会の認定機関により認定を受けたディスポーザー排水システム等で<u>市長</u>が認めたものについてはこの限りでない。</p> <p>（排水設備等の計画の確認）</p> <p>第9条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>市長</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を<u>市長</u>に届けることをもって足りる。</p>

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第10条 排水設備等の新設等の工事(<u>水道事業等管理規程</u>で定める軽微な工事を除く。)は、<u>水道事業等管理規程</u>で定めるところにより、<u>管理者</u>が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者(以下「工事指定店」という。)でなければ行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第10条 排水設備等の新設等の工事(<u>規則</u>で定める軽微な工事を除く。)は、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者(以下「工事指定店」という。)でなければ行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第11条 工事指定店は、その工事を完了したときは、工事の完成した日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、<u>水道事業等管理規程</u>で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第11条 工事指定店は、その工事を完了したときは、工事の完成した日から5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、<u>規則</u>で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(排水設備等の改造等の措置)</p> <p>第12条 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、義務者又は使用者に対して、排水設備等の改造、修繕その他の必要な措置をするよう命ずることができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、第9条の規定による確認を受けな</p>	<p>(排水設備等の改造等の措置)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、義務者又は使用者に対して、排水設備等の改造、修繕その他の必要な措置をするよう命ずることができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、第9条の規定による確認を受けな</p>

改正後	改正前
<p>いで排水設備等の新設等を行った者又は法令等の規定に適合しない排水設備等の新設等を行った者に対して、期限を付して、当該排水設備等の撤去、改造又は修繕を命ずることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第16条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定は、同項各号に掲げる物質又は項目のうち、<u>水道事業等管理規程</u>で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p> <p>第17条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、<u>水道事業等管理規程</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>管理者</u>に</p>	<p>で排水設備等の新設等を行った者又は法令等の規定に適合しない排水設備等の新設等を行った者に対して、期限を付して、当該排水設備等の撤去、改造又は修繕を命ずることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第16条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号。<u>以下「施行令」という。</u>)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定は、同項各号に掲げる物質又は項目のうち、<u>規則</u>で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p> <p>第17条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>市長</u>に届け出なければな</p>

改正後	改正前
<p>届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、1日当たりの平均的な下水の量が、50立方メートル以上である者に限る。</p>	<p>らない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、1日当たりの平均的な下水の量が、50立方メートル以上である者に限る。</p>
<p>(水質管理責任者制度)</p>	<p>(水質管理責任者制度)</p>
<p>第18条 除害施設又は特定施設を設置した者は、<u>水道事業等管理規程</u>で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第18条 除害施設又は特定施設を設置した者は、<u>規則</u>で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>
<p>2 <u>管理者</u>は、水質管理責任者が前項に規定する業務を怠ったときは、当該除害施設又は特定施設の設置者に水質管理責任者を変更すべきことを命ずることができる。</p>	<p>2 <u>市長</u>は、水質管理責任者が前項に規定する業務を怠ったときは、当該除害施設又は特定施設の設置者に水質管理責任者を変更すべきことを命ずることができる。</p>
<p>(水質の測定等)</p>	<p>(水質の測定等)</p>
<p>第19条 除害施設の設置者は、<u>水道事業等管理規程</u>で定めるところにより、第14条又は第16条に規定する基準に適合しない下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p>	<p>第19条 除害施設の設置者は、<u>規則</u>で定めるところにより、第14条又は第16条に規定する基準に適合しない下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p>
<p>2 <u>管理者</u>は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、除害施設の設置者から、当該除害施設又はその排除する汚水の水質に関し必要な報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>2 <u>市長</u>は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、除害施設の設置者から、当該除害施設又はその排除する汚水の水質に関し必要な報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。</p>
<p>(改善命令等)</p>	<p>(改善命令等)</p>
<p>第20条 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めたときは、排水設備又は除害施設の設</p>	<p>第20条 <u>市長</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めたときは、排水設備又は除害施設の設置</p>

改正後	改正前
<p>置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>(排除の停止又は制限)</p> <p>第21条 <u>管理者</u>は、公共下水道への排除が次のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>管理者</u>が管理上必要があると認めるとき。</p> <p>(代理人及び管理人の選定)</p> <p>第23条 義務者が市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有しないとき、又は<u>管理者</u>において特に必要があると認めるときは、義務者は市内に住所又は居所を有する者のうちから代理人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。代理人を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 義務者又は使用者が排水設備等を共有し、又は共用するときは、義務者若しくは使用者又はそれらの代理人のうちから管理人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。管理人を変更したときも、同様とする。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による代理人及び管理人は、この条例又はこの条例に基づく<u>水道事業等管理規程</u>に規定した事項について、共有者若しくは共用者又は義務者が行わなければならない一切の事項を共有者若しくは共用者</p>	<p>者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>(排除の停止又は制限)</p> <p>第21条 <u>市長</u>は、公共下水道への排除が次のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が管理上必要があると認めるとき。</p> <p>(代理人及び管理人の選定)</p> <p>第23条 義務者が市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有しないとき、又は<u>市長</u>において特に必要があると認めるときは、義務者は市内に住所又は居所を有する者のうちから代理人を選定し、<u>市長</u>に届け出なければならない。代理人を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 義務者又は使用者が排水設備等を共有し、又は共用するときは、義務者若しくは使用者又はそれらの代理人のうちから管理人を選定し、<u>市長</u>に届け出なければならない。管理人を変更したときも、同様とする。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による代理人及び管理人は、この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に規定した事項について、共有者若しくは共用者又は義務者が行わなければならない一切の事項を共有者若しくは共用者又は義務者に代</p>

改正後	改正前
<p>又は義務者に代わって処理しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第24条 使用者が公共下水道の使用を開始、休止、廃止、若しくは現に休止しているその使用を再開しようとするとき、又は使用水の種別を変更しようとするときは、当該使用者は、<u>水道事業等管理規程</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 料金の納付期限は、徴収すべき月の末日までの間において、<u>管理者</u>が定める。ただし、<u>管理者</u>において特別の事情があると認めるときは、その納付期限を延長することができる。</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、<u>管理者</u>は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、料金を前納させることができる。この場合において、料金の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他<u>管理者</u>が必要があると認めるときに行う。</p>	<p>わって処理しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第24条 使用者が公共下水道の使用を開始、休止、廃止、若しくは現に休止しているその使用を再開しようとするとき、又は使用水の種別を変更しようとするときは、当該使用者は、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 料金の納付期限は、徴収すべき月の末日までの間において、<u>市長</u>が定める。ただし、<u>市長</u>において特別の事情があると認めるときは、その納付期限を延長することができる。</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、料金を前納させることができる。この場合において、料金の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他<u>市長</u>が必要があると認めるときに行う。</p>

改正後	改正前
<p>(料金の算定方法)</p> <p>第26条 料金の額は、使用者等が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める基本料金と従量料金との合計額(水道事業等管理規程で定めるところにより取り付けられた計測器があるときは、その使用料を加算した額)に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 使用者等が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の態様を勘案して水道事業等管理規程で定めるところにより管理者が認定する。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、水道事業等管理規程で定めるところにより、汚水排出量申告書を、その使用月の末日から、起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 月の中途において下水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの第1項に定める基本料金の算定は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(料金の算定方法)</p> <p>第26条 料金の額は、使用者等が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める基本料金と従量料金との合計額(規則で定めるところにより取り付けられた計測器があるときは、その使用料を加算した額)に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 使用者等が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の態様を勘案して規則で定めるところにより市長が認定する。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、汚水排出量申告書を、その使用月の末日から、起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 月の中途において下水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの同条に定める基本料金の算定は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>4 (略)</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第27条 <u>管理者</u>は、料金を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>水道事業等管理規程</u>で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(占有)</p> <p>第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条及び次条において「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、<u>水道事業等管理規程</u>で定めるところにより、申請書を提出して<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第31条 前条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目</p>	<p>4 (略)</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第27条 <u>市長</u>は、料金を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して<u>市長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(占有)</p> <p>第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条及び次条において「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書を提出して<u>市長</u>の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第31条 前条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目</p>

改正後	改正前
<p>的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第32条 手数料は、次の区分により、申込者から申し込みの際これを徴収する。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めたと申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(料金等の軽減又は免除等)</p> <p>第35条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他この条例によって納付すべき金額を軽減又は免除、分納、延納することができる。</p> <p>(運営委員会の設置)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 前項に関し、必要な事項は、<u>水道事業等管理規程</u>で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第40条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>が原状に回復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第32条 手数料は、次の区分により、申込者から申し込みの際これを徴収する。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたと申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(料金等の軽減又は免除等)</p> <p>第35条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他この条例によって納付すべき金額を軽減又は免除、分納、延納することができる。</p> <p>(運営委員会の設置)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 前項に関し、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第40条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>

(下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正)

第9条 下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例(平成16年下呂市条例第139号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)</u>は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>市長は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</u></p>
<p>(排水区域の公告)</p> <p>第3条 <u>管理者は、この条例の施行後遅滞なく排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>(排水区域の公告)</p> <p>第3条 <u>市長は、この条例の施行後遅滞なく排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p>
<p>(事業費の予定額等の決定等)</p> <p>第6条 <u>管理者は、第3条の公告後遅滞なく、事業費の予定額及び単位負担金額を定め、これらを公告しなければならない。</u></p>	<p>(事業費の予定額等の決定等)</p> <p>第6条 <u>市長は、第3条の公告後遅滞なく、事業費の予定額及び単位負担金額を定め、これらを公告しなければならない。</u></p>
<p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第7条 <u>管理者は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。</u></p>	<p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第7条 <u>市長は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第6条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>管理者</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第6条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(前納報奨金)</p> <p>第9条 前条第4項の規定により受益者が負担金を一括納付をしたときは、<u>管理者</u>が定めるところにより前納報奨金を交付する。</p>	<p>(前納報奨金)</p> <p>第9条 前条第4項の規定により受益者が負担金を一括納付をしたときは、<u>規則</u>に定めるところにより前納報奨金を交付する。</p>
<p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、次のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>管理者</u>が特に猶予する必要があると認めるとき。</p>	<p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、次のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が特に猶予する必要があると認めるとき。</p>
<p>(負担金の減免)</p>	<p>(負担金の減免)</p>

改正後	改正前
<p>第11条 <u>管理者</u>は、別表に掲げるいずれかに該当する場合は受益者の負担金を、減免することができる。</p> <p>(事業費等の確定等)</p> <p>第12条 <u>管理者</u>は、事業が終了したときは、遅滞なく事業費の額及び単位負担金額を確定し、これらを公告しなければならない。</p> <p>(負担金の精算)</p> <p>第13条 <u>管理者</u>は、前条の規定により公告された単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第8条第1項の規定により定めた負担金の額との間に差額があるときは遅滞なく、その差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。</p> <p>2 前条の規定により公告された事業費及び単位負担金額の確定額が第6条の規定により公告された事業費及び単位負担金額の予定額を超える場合において、その差額が少ないと<u>管理者</u>が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、前項の規定により精算しないときは、前条の規定による公告の日後遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第14条 第7条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たとき</p>	<p>第11条 <u>市長</u>は、別表に掲げるいずれかに該当する場合は受益者の負担金を、減免することができる。</p> <p>(事業費等の確定等)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、事業が終了したときは、遅滞なく事業費の額及び単位負担金額を確定し、これらを公告しなければならない。</p> <p>(負担金の精算)</p> <p>第13条 <u>市長</u>は、前条の規定により公告された単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第8条第1項の規定により定めた負担金の額との間に差額があるときは遅滞なく、その差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。</p> <p>2 前条の規定により公告された事業費及び単位負担金額の確定額が第6条の規定により公告された事業費及び単位負担金額の予定額を超える場合において、その差額が少ないと<u>市長</u>が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の規定により精算しないときは、前条の規定による公告の日後遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第14条 第7条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、</p>

改正後			改正前		
<p>は、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項の規定により定められた額及び前条第1項の規定により受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(排水区域が拡張された場合の取扱い)</p> <p>第15条 <u>管理者</u>は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p>下水道事業受益者負担金減免基準</p>			<p>新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項の規定により定められた額及び前条第1項の規定により受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(排水区域が拡張された場合の取扱い)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p>下水道事業受益者負担金減免基準</p>		
対象となる	内容	減免率	対象となる	内容	減免率
土地			土地		
公の生活扶助を受けている者、その他これに準ずる者の所有又は使用している土地の部 (略)			公の生活扶助を受けている者、その他これに準ずる者の所有又は使用している土地の部 (略)		
状況により特に負担金を減免する	1) ～ 3) (略)		状況により特に負担金を減免する	1) ～ 3) (略)	
必要があると認められる土地	4) その他実情に応じて減免することが必要と認められる土地	その都度 <u>管理者</u> が定める率	必要があると認められる土地	4) その他実情に応じて減免することが必要と認められる土地	その都度 <u>市長</u> が定める率

(下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第10条 下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例(平成16年下呂市条例第140号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該建築物につき質権等の担保物件を有している者がある場合に、建築物の所有者及びその担保物件の権利者とが協議して、当該権利者を当該建築物に係る分担金の徴収を受けるべき者として定め、その旨を<u>水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)</u>に届け出たときは、その者を受益者とみなす。</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該建築物につき質権等の担保物件を有している者がある場合に、建築物の所有者及びその担保物件の権利者とが協議して、当該権利者を当該建築物に係る分担金の徴収を受けるべき者として定め、その旨を<u>市長</u>に届け出たときは、その者を受益者とみなす。</p>
<p>(賦課対象区域の公告)</p> <p>第3条 <u>管理者</u>は、供用開始をしようとする場合は、分担金を賦課しようとする区域その他必要事項を定め、これを公告しなければならない。</p>	<p>(賦課対象区域の公告)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、供用開始をしようとする場合は、分担金を賦課しようとする区域その他必要事項を定め、これを公告しなければならない。</p>
<p>(分担金の賦課徴収)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、受益者に対し、第3条に定める分担金を賦課する。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定により分担金を賦課したときは、遅滞なく当該分担金の額及び納期限等を受益者に通知し、これを徴収するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(分担金の賦課徴収)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、受益者に対し、第3条に定める分担金を賦課する。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により分担金を賦課したときは、遅滞なく当該分担金の額及び納期限等を受益者に通知し、これを徴収するものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(前納報奨金)</p> <p>第6条 前条第3項の規定により受益者が、分担</p>	<p>(前納報奨金)</p> <p>第6条 前条第3項の規定により受益者が、分担</p>

改正後	改正前
<p>金を一括納付をしたときは、<u>管理者</u>が定めるところにより、前納報奨金を交付する。</p> <p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、次に該当する場合は、分担金の徴収を3年以内に限り猶予することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他<u>管理者</u>が特に猶予する必要があると認めるとき。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>は、別表第2に掲げるいずれかに該当する場合は受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第9条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第3条の規定する分担金の額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、<u>水道事業等管理規程</u>で定める。</p>	<p>金を一括納付をしたときは、<u>規則</u>に定めるところにより、前納報奨金を交付する。</p> <p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次に該当する場合は、分担金の徴収を3年以内に限り猶予することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他<u>市長</u>が特に猶予する必要があると認めるとき。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、別表第2に掲げるいずれかに該当する場合は受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第9条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第3条の規定する分担金の額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

改正後		改正前	
別表第2（第8条関係） 特定環境保全公共下水道事業受益者分担金減免基準		別表第2（第8条関係） 特定環境保全公共下水道事業受益者分担金減免基準	
内容	減免率	内容	減免率
1)～4) (略)		1)～4) (略)	
5) その他実情に応じて減免すること が必要と認められる土地	その都度 管理者が 定める率	5) その他実情に応じて減免すること が必要と認められる土地	その都度 市長が定 める率

（下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成16年下呂市条例第141号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
（供用開始の告示） 第4条 <u>水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u> は、施設の使用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、施設の名称、施設の位置及び汚水を処理すべき区域を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。		（供用開始の告示） 第4条 <u>市長</u> は、施設の使用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、施設の名称、施設の位置及び汚水を処理すべき区域を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。	
（使用料の徴収） 第5条 <u>管理者</u> は、施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。		（使用料の徴収） 第5条 <u>市</u> は、施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。	

（下呂市農業集落排水事業等受益者分担金徴収条例の一部改正）

第12条 下呂市農業集落排水事業等受益者分担金徴収条例（平成16年下呂市条例第142号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
（受益者） 第2条 (略)		（受益者） 第2条 (略)	
2 前項の規定にかかわらず、当該建築物につき		2 前項の規定にかかわらず、当該建築物につき	

改正後	改正前
<p>質権等の担保物件を有している者がある場合に、建築物の所有者及びその担保物件の権利者が協議して、当該権利者を当該建築物に係る分担金の徴収を受けるべき者として定め、その旨を<u>水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)に届け出たときは、その者を受益者とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>質権等の担保物件を有している者がある場合に、建築物の所有者及びその担保物件の権利者が協議して、当該権利者を当該建築物に係る分担金の徴収を受けるべき者として定め、その旨を<u>市長</u>に届け出たときは、その者を受益者とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>

(下呂市水道事業給水条例の一部改正)

第13条 下呂市水道事業給水条例（平成16年下呂市条例第177号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ<u>水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ<u>水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第14条 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年下呂市条例第178号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、水道事業等職員の給与の種類及び基準を定め</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。<u>以下「法」という。</u>）第38条第4項の規定に基づき、水道事業等職員の給与</p>

改正後	改正前
<p>るものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>水道事業、簡易水道事業及び下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長が定める。</p>	<p>の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>水道事業及び簡易水道事業</u>の管理者の権限を行う市長が定める。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに 伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 制定理由

下呂市下水道事業について、令和2年4月1日から地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用することに伴い、当該条例を制定、関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 下呂市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第1条）

既に地方公営企業法の規定により全部適用している水道事業等の条例と共有するため、所要の改正を行います。

① 事業の設置について、下水道事業を加えます。

（第1条関係）

② 地方公営企業法では、任意適用である下水道事業について、同法の規定により、条例において全部を適用する旨を規定します。

（第1条の2関係）

③ 経営の規模について、下水道事業に係る規定を加えます。

（第2条関係）

（2） 下呂市行政組織条例の一部改正（第2条）

生活部の下水道事業については、公営企業組織となるため、当該規定を削ります。

（第2条関係）

（3） 下呂市職員定数条例の一部改正（第3条）

市長の事務部局に属する下水道事業職員について、公営企業組織に属することとなるため、定数を整理する改正を行います。

（第2条関係）

（4） 下呂市特別会計条例の一部改正（第4条）

下呂市下水道事業特別会計については、その設置根拠が地方公営企業法に変更となるため、これを削ります。

(第1条関係)

(5) 下呂市基金条例の一部改正 (第5条)

下呂市簡易水道施設整備基金及び下呂市下水道施設整備基金を廃止して企業会計に繰り入れるため、これを削ります。

(第3条関係)

(6) 下呂市簡易水道事業給水条例の一部改正 (第6条)

管理者の権限に下水道事業を加えます。

(第5条関係)

(7) 下呂市簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正 (第7条)

管理者の権限に下水道事業を加えます。

(第5条関係)

(8) 下呂市下水道条例の一部改正 (第8条)

① 設置の規定は別の条例で規定するため、削除します。

(第1条及び第2条関係)

② 管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。

(第5条、第8条から第12条、第17条から第35条及び第40条関係)

③ 地方公営企業法の適用により規則を廃止し、新たに水道事業等管理規定を定めます。

(第6条から第6条の7、第9条から第11条、第16条から第19条、第23条、第24条、第26条、第28条、第30条及び第39条関係)

(9) 下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正 (第9条)

管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。

(第2条、第3条及び第6条から第16条関係)

(10) 下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正 (第10条)

① 管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。

(第2条、第3条及び第5条から第9条関係)

② 地方公営企業法の適用により規則を廃止し、新たに水道事業等管理規定を定めます。

(第10条関係)

- (11) 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正（第11条）

管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。

(第4条及び第5条関係)

- (12) 下呂市農業集落排水処理事業等受益者分担金徴収条例の一部改正（第12条）

管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。

(第2条及び第4条関係)

- (13) 下呂市水道事業給水条例の一部改正（第13条）

管理者の権限に下水道事業を加えます。

(第5条関係)

- (14) 下呂市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第14条）

管理者の権限に下水道事業を加えます。

(第4条関係)

- (15) この条例は、令和2年4月1日から施行します。